様式第１号の５ 帯広市中小企業振興融資

|  |
| --- |
| 賃貸住宅用  |

ユニバーサルデザイン資金チェックシート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク 項 目  | 確 認 欄  | 摘 要  |
| 部屋  | ・玄関・便所・洗面所・脱衣室・浴室・居間・食堂と寝室を１階に 配置し、単純な平面計画とすること。  | □  | 配置できない場合  昇降機等の設置 有・無 機種（ ）  |
| 段差解消  | ・すべての出入口について段差のない構造とすること。  ただし、玄関の出入口及び上がり框について5cm以内の 段差についてはその限りではない。  | □  | 段差  ポーチから玄関 ㎝ 玄関から上り框 ㎝  |
| 敷地内のスロ｜プ  | ・スロープは出入口から道路まで段差を設けない形状のもの 及びこれに代わるものを設置するか、又は設置できるスペ ースを確保すること。 ・スロープ等又は設置できるスペースの構造。  イ．幅は150cm以上（段併設の場合は120cm以上）  ロ．勾配は20分の1以下。消融雪装置を設ける場合は  15分の1以下。  ハ．両側に手すりを設けること。  ニ．表面は粗面とし又は、滑りにくい材料で仕上げる こと。  ホ．設置スペースには物置等が築造されないこと。  ヘ．スロープに代わるもの（機械的に段差を解消する装置 又は車椅子介護者が乗ることが出来る踏面で蹴上が  10 cm以下の階段状のもの）を設置、又は設置予定。  |      □     | スロープ 設置・設置予定  幅 ㎝ 長 さ ㎝ 勾 配 ：  仕上材 ：  スロープに代わるもの  設置・設置予定  内容（ ） 電源等の確保 有・無  |
| 便 所  | ・便所の広さは短辺130cm以上かつ長辺180cm以上。 ・便器は腰掛け式とすること。 ・必要な位置に手すりを設けること。  |  □   | 便所の広さ  短辺 ㎝× 長辺 ㎝ 手すり ヶ所  |
| 建   具  | ・ 各部屋の入口の戸は引き戸（原則）とすること。適用除外箇所 便所、玄関、浴室、物入れ等 玄関がドアの場合は車椅子スペースとして玄関ポーチに 90cm×150cmを確保すること。  | □  | 入口の戸の種類  玄関 ： ドアの場合（車椅子スペース）  ㎝× ㎝ 便所 ： 洗面所 ： 居間 ： 脱衣室 ： 寝室 ： 食 堂 ：  |
| 浴 室  | ・浴室の広さは内法で短辺140cm以上かつ広さ2.5㎡以上と すること。 ・必要な位置に手すりを設けること。 ・入口戸は引き戸、又は折れ戸とすること。  | □  | 浴室の広さ  短辺 ㎝ 広さ ㎡ 手すり ヶ所 入口戸の種類  |
| 廊下出入口  | ・廊下、通路の有効幅員は 85cm 以上、柱等の箇所では  80cm以上とすること。  ・出入口の有効幅員は80cm以上とすること。  ・浴室の出入口の有効幅員は65cm以上とすること。  | □  | 廊下、 通路の有効幅員 ㎝ 柱等の箇所の有効幅員 ㎝ 出入口の有効幅員  玄関 ㎝ 洗面所 ㎝ 便所 ㎝ 脱衣室 ㎝ 浴室 ㎝ 食 堂 ㎝ 居間 ㎝ 寝 室 ㎝  |
| 玄  関  | ・ 玄関の広さは短辺200cm以上かつ長辺200cm以上とするただし、移動可能な下駄箱等は含まない。 ・必要な位置に手すりを設けること。  | □  | 玄関の広さ  短辺 ㎝× 長辺 ㎝  下駄箱の種類 移動可能・固定  手すり ヶ所  |

※原則として、すべての項目に該当すること。建物の構造等で対応が難しい場合などはご相談下さい。 　　　　　　　H30.4.1～